

「（仮称）青森市こども計画（素案）」の概要

第1部 総論

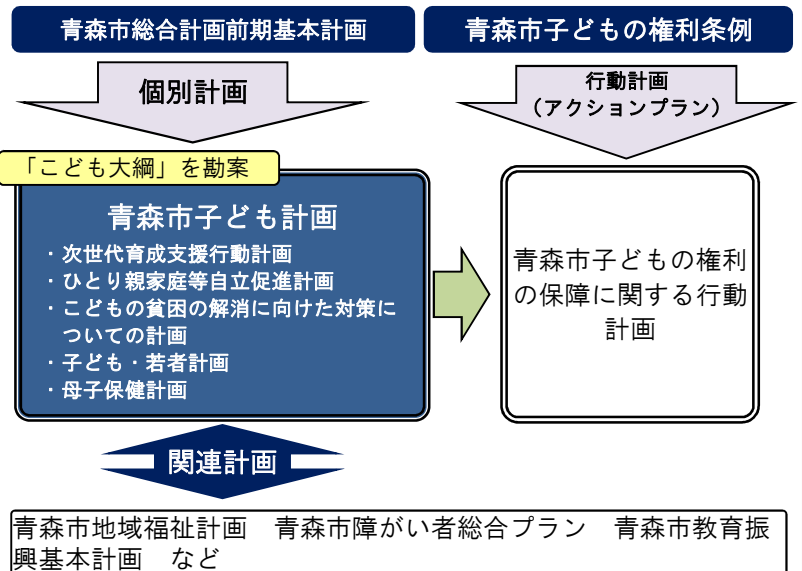
I 計画の基本的事項

I-1 計画策定の趣旨

- 平成28年3月に「青森市子ども総合プラン」を策定
- この間、国において、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に、同法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月に、児童福祉法が改正されるなど、こども施策に関する基本的な方針等が定められました。
- このような状況のなか、令和5年度をもって「青森市子ども総合プラン」の計画期間が終了したことから、こどもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した「青森市こども計画」を策定します。

I-2 計画の位置付け

- 本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」のこども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、関連する他の計画と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。
 - ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
 - ・自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ・市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
 - ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
 - ・母子保健計画（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条）



I-3 計画の期間

令和6年度から令和10年度（5年間）
※前期基本計画と同期間

I-4 計画の対象

- こども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）を主たる対象とします。
- また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

I-5 計画の推進

- こども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、各施策の効果的かつ円滑な実施に向けた全庁的な取組を図るため、副市長をトップとした内部の検討体制を組織します。
- また、外部の検討組織である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「青森市子ども会議」の意見や、こども・若者、子育て当事者等の視点を尊重しながら、各施策を進めるほか、本計画の施策の進捗度を図るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直します。

II こどもと家庭を取り巻く状況

II-1 人口の変化と少子化の状況

- 本市の総人口や出生数・死亡数、婚姻・出産の状況等の分析

II-2 子育て世帯の状況

- 本市の世帯数やひとり親世帯数の状況の分析

II-3 こどもをめぐる問題

- 本市の児童虐待相談対応件数や小・中学校における不登校児童生徒数、いじめの認知件数の推移
- こどもの権利に関する相談受付件数の内訳や調整活動の状況

II-4 アンケート調査について

- 家庭及び地域を取り巻く環境の変化等を把握・分析し、本計画に反映させるため、アンケート調査を実施

○調査期間：令和5年12月15日～令和6年1月15日

	調査対象	調査件数（件）	回答数（件）	回答率
①	乳幼児の保護者	959	499	52.0%
②	小学生的保護者	1,221	687	56.3%
③	小学校4～6年生	674	317	47.0%
④	中学校1～高校3年生	1,506	549	36.5%
⑤	地域・こども関連団体	301	194	64.5%
⑥	認定こども園・幼稚園・保育所（園）・学校等	219	134	61.2%
	計	4,880	2,380	48.8%

第2部 各論

III-3 施策体系

